



2021年2月17日
全国港湾20発第58号
港運同盟発21-第3号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三殿


全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木公廣


全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉正博

2021年度労働条件及び産別協定の改定に関する要求書

一昨年来、地球的規模で拡大するコロナ禍の収束が見通せない中であって、港湾労働者は物流を継続的に支えることを社会的にも要請され、危険・不安と背中合わせでの就労を余儀なくされています。一方で、人員不足の常態化によって、長時間・過密労働が続いています。したがって、港湾労働者が安心して働き続けることのできる労働環境の整備は、港湾運送の持続的発展という港湾労使の社会的使命にとっても必須の課題であり、これまで以上に急を要しています。

以上の立場から、21年度労働条件および産別協定の改定について下記の通り要求します。

記

1. 港湾労使が共同して取り組む諸課題の推進について

- (1) プロジェクトチーム(仮称)を設置して、労使共同による認可料金制度の復活、並びに、適正料金收受のための具体的取り組みを推進すること。
- (2) 政府の石炭火力発電「非効率」施設の削減政策に対し、港湾運送事業の業域、港湾労働者の職域・雇用を確保する施策の確立を労使共同で取り組むことを確認し、関係行政への対策をはじめ、具体的な取り組みを推進すること。

2. 新型コロナウイルスなど感染性の疫病への措置について

- (1) 感染予防・安全な職場・荷役作業環境確保のために、政府の施策(国港経第21号/20年7月1日付等)の活用を含めあらゆる措置の実行を徹底すること。
- (2) 「感染症(新型コロナウイルス等)に関する確認書(20年6月30日付)」にもとづき次の課題を具体化した「感染症に係る産別休業制度(仮称)」を創設すること。
 - ① 倦怠感・発熱など感染が疑われる症状がある場合、或は、罹患した場合は、直ちに健康診断と治療を受けることができ、通院・加療のための休業と賃金補

償(標準報酬月額の日割)を行うこと。

- ② 感染拡大により作業体制が整わない場合を想定し、上記(1)国交省要請にある労働力確保の施策も活用して、常に、作業体制・業務遂行体制を整えておくよう準備しておくこと。
 - ③ 罹患した労働者への不利益・差別的取り扱いは断じて行わないこと。
 - ④ その他、想定し得る事態又は、不測の事態に対し、機敏に対策を講じ、そのための労使協議体制を日常的に整えておくこと。
 - ⑤ 日港協加盟各店社は、上記(1)及び(2)-①~④を実施する企業内制度を創設し実行すること。
- (3) 港湾労働者の安全を確保し、事業の継続を図るために、国土交通省、厚生労働省、内閣官房(ワクチン接種担当)など関係行政などに対し、次の措置について労使共同での取り組みを進めること。
- ① すべての港湾労働者に対し、適宜PCR検査を行い、安全環境を整えること。その費用は、国庫負担とすること。
 - ② 新型コロナワクチン接種について、感染防護服、ワクチン接種準備諸物資の輸送(移送)だけでなく、国民経済と国民生活に不可欠な物流を担う港湾労働者を医療従事者と同様。同位のエッセンシャルワーカーと位置づけ、ワクチンの優先的接種を行うこと。

3. 産別制度賃金、及び、個別賃金引上げについて

(1) 産別制度賃金引上げと協定の改定について

- ① 17年度の産別最低賃金として、17春闘時に個別労使で合意した168,920円を協定化すること。
 - ② 21年度の産別最低賃金について、190,035円(日額：8,260円、時間給1,180円)に引き上げること。
 - ③ あるべき賃金を、別表(20春闘要求と同水準)の通り改定すること。
 - ④ 基準賃金を、全港・全職種適用とし、40歳368,900円に改定すること。
 - ⑤ 検数・検定労働者の標準者賃金を267,200円に改定し、これに到達すること。なお、この賃金は基準内賃金として適用し、その定義は、検数・検定小委員会での合意内容とすること。
- (2) 上記(1)-⑤の改定に加え、検数・検定労働者の標準者賃金協定(2010年(平成22年)12月16日付)を下記の通り改定すること。
- ① 同協定1-(1)適用する労働者を「年齢35歳で、海事検査人養成協議会等で検数人・鑑定人・検量人の有資格者(予定を含む)と認定され、国土交通省に届け出ているものとする」と改定すること。「勤続17年・扶養家族3名(配偶者、子2名)の高卒者」を削除する。
 - ② 同協定1-(2)適用する使用者に、「株式会社シンケン」を加えるよう改定すること。
- (3) 各加盟組合の基準内賃金の引き上げ要求に誠意をもって回答すること。

4. 雇用確保と要員増について

- (1) コロナ禍に乗じて、或は、AI化・荷役機器の遠隔操作化など港湾「合理化」導入に対して、人員削減を行わないことを確約すること。
- (2) 日港協として「人員確保キャンペーン」をはじめ、産業政策としての人員確保策を具体化すること。また、日港協加盟各店社・個別事業者にあつては、人員不足解消の具体策を講じ過重・過密、長時間労働の解消を進めること。

5. 産別協定の全港・全職種適用と産別協定集の編纂について

- (1) 既存の産別協定を全港・全職種に(特定の港・職種に限定した協定を除く)適用すること。
- (2) 2013年以降の産別協定(確認書・議事録確認などすべての労使協定)を既存の産別協定集に統合させ、新たな産別協定集として編纂すること。また、編纂年次を明確にし、今後は計画的に編纂を続けること。

6. 労使継続諸課題について

以下の労使継続課題について、21春闘要求提出後も専門委員会等の産別労使協議機関、個別労使協議において継続協議を行い、合意に至ったものを21春闘協定に繰り入れること。

- (1) 港湾運送事業における検査事業の労働秩序維持など、指定事業体の存在意義を再確認し、関係労使間の協議を促進することで、指定事業体の再生等の目的への達成を図ること。
- (2) 中央労使安全専門委員会としての諸課題について
 - ① 産別労災補償制度について協議を行い、その確立を図ること。
 - ② 放射線量検査に携わった労働者の健康診断のための産別制度を創設し、健康診断を実施すること。
- (3) 関連職種の産別協定履行のための支援について、引き続き必要な対策を講じること。そのために、日港協として必要な指導性を発揮すること。
- (4) 週休二日制並びに65歳定年制の実施について、未到達の企業・職種にあつては労使協議を促進しその到達を図ること。そのために、日港協として必要な指導性を発揮すること。なお、週休二日制の課題は、20年度において履行されておかなければならない課題であり、当該労使間において誠実に交渉し、実現を図ること。
- (5) 東京オリンピック・パラリンピック、大阪万博の開催に伴う港湾物流と港湾労働への負の影響を除去するために、中央・地区において事前の協議を行い、万全の体制をつくること。

以上

<添付> 21春闘要求書別添/21年度あるべき賃金

別表 21春闘 産別あるべき賃金要求表

現行 21春闘要求
産別最低賃金: 164,000/168,920 168,920/190,035

年齢	現行あるべき賃金			21春闘 あるべき賃金要求		
	基本給	その他手当	基準内賃金	改訂基本給	その他手当	改訂基準内
18	159,200	25,000	184,200	168,800	25,000	193,800
19	161,600	32,000	193,600	171,300	32,000	203,300
20	164,000	39,000	203,000	173,900	39,000	212,900
21	166,500	41,000	207,500	176,500	41,000	217,500
22	169,000	43,000	212,000	179,200	43,000	222,200
23	171,400	45,000	216,400	181,700	45,000	226,700
24	173,900	47,000	220,900	184,400	47,000	231,400
25	176,600	49,000	225,600	187,200	49,000	236,200
26	178,900	51,000	229,900	189,700	51,000	240,700
27	181,300	53,000	234,300	192,200	53,000	245,200
28	184,100	55,000	239,100	195,200	55,000	250,200
29	186,400	57,000	243,400	197,600	57,000	254,600
30	188,900	68,000	256,900	200,300	68,000	268,300
31	192,300	72,000	264,300	203,900	72,000	275,900
32	195,800	76,000	271,800	207,600	76,000	283,600
33	199,300	80,000	279,300	211,300	80,000	291,300
34	202,900	84,000	286,900	215,100	84,000	299,100
35	206,400	95,000	301,400	218,800	95,000	313,800
36	209,900	100,000	309,900	222,500	100,000	322,500
37	213,400	105,000	318,400	226,300	105,000	331,300
38	216,900	110,000	326,900	230,000	110,000	340,000
39	220,400	115,000	335,400	233,700	115,000	348,700
40	223,900	130,000	353,900	237,400	130,000	368,900
41	227,400	135,000	362,400	241,100	135,000	376,100
42	230,800	140,000	370,800	244,700	140,000	384,700
43	234,400	145,000	379,400	248,500	145,000	393,500
44	237,900	150,000	387,900	252,200	150,000	402,200
45	241,400	165,000	406,400	255,900	165,000	420,900
46	243,900	170,000	413,900	258,600	170,000	428,600
47	246,400	175,000	421,400	261,200	175,000	436,200
48	248,900	180,000	428,900	263,900	180,000	443,900
49	251,300	185,000	436,300	266,400	185,000	451,400
50	253,900	200,000	453,900	269,200	200,000	469,200
51	256,200	202,000	458,200	271,600	202,000	473,600
52	258,700	204,000	462,700	274,300	204,000	478,300
53	261,300	206,000	467,300	277,000	206,000	483,000
54	263,700	208,000	471,700	279,600	208,000	487,600
55	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
56	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
57	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
58	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
59	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
60	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
61				282,200	210,000	492,200
62				282,200	210,000	492,200
63				282,200	210,000	492,200
64				282,200	210,000	492,200
65				282,200	210,000	492,200